

# 平成17年度 第5回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

## 次 第

日 時： 平成17年10月20日（木） 14：00～

場 所： 市庁舎 5階 特A会議室

### 【議 題】

- 1 評価に関する論点整理（審議）
- 2 国立大学の評価方法等について（事例検討）
- 3 その他：今後のスケジュールについて

## 公立大学法人北九州市立大学の評価の基本的な考え方について（案）

### 1 地方独立行政法人制度のねらいと評価の重要性

地方独立行政法人制度の基本は、法人運営に関する市の細部にわたる事前関与・統制を制限する代わりに、法人が業務内容の透明性を確保し、市が指示した目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たすことで、自らの存在意義、正当性を示し続けることである。

評価委員会の行う評価は、法人の存続、人事などの重要な決定について大きな影響を与えるものであり、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

### 2 評価の目的

評価委員会における評価の結果は、大学運営の次の事項に反映させる。

- (1) 業務内容の改善・効率化
- (2) 財務内容の改善
- (3) 次期中期目標・次期中期計画・次期年度計画の策定
- (4) 役職員の処遇、人事管理
- (5) 運営費交付金の算定
- (6) 法人存続の必要性、組織の在り方、その他業務の全般にわたる検討

### 3 評価業務（地方独立行政法人法の規定）

- (1) 各事業年度における中期計画の実施状況について調査・分析し、各事業年度の業務実績全体について総合的な評定を行う。（第28条第2項）
  - (2) 中期目標期間における中期目標の達成状況について調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評定を行う。（第30条第2項）
  - (3) 評価結果を法人に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。（第28条第3項、第30条第3項）
  - (4) 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。（第28条第4項、第30条第3項）
  - (5) 中期目標終了時に市長が行う法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他業務の全般にわたる検討の際、意見を述べる。（第31条）
  - (6) 毎事業年度に市長が法人から提出される財務諸表を承認する際に意見を述べる。（第34条第3項）
  - (7) 認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。（第79条）
- ※ 市長は、評価結果、勧告の内容について議会に報告する。（第28条第5項、第30条第3項）

### 4 評価の時期

- (1) 各事業年度の評価は、法人が事業年度終了後3月以内に行う実績報告後に行う。
- (2) 中期目標期間の評価は、以下のとおり2回に分けて行う。
  - ① 評価結果を法人の業務を継続させる必要性の検討や次期中期目標・計画に反映させるため、暫定的に5年間の実績評価をもって行う。
  - ② 中期目標期間の最終的な評価は、6年間の実績評価をもって行う。

### 5 評価対象（中期目標に掲げる事項）

- (1) 教育研究の質の向上に関する事項
- (2) 業務内容の改善及び効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) 自己点検評価及び情報提供に関する事項
- (5) その他業務運営にかかる重要事項（施設整備の整備・安全管理・人権啓発等）

### 6 評価方法

- (1) 中期計画、年度計画に定められた各項目について進捗度や達成度を点検する。
- (2) 各項目の点検結果をもとに、上記評価対象の5つの事項について評価を行う。
- (3) 上記の5つの事項の評価をもとに、法人の業績全体について総括する。
- (4) 評価を行う際は、大学の意見を求め、必要に応じて現地視察等を行う。

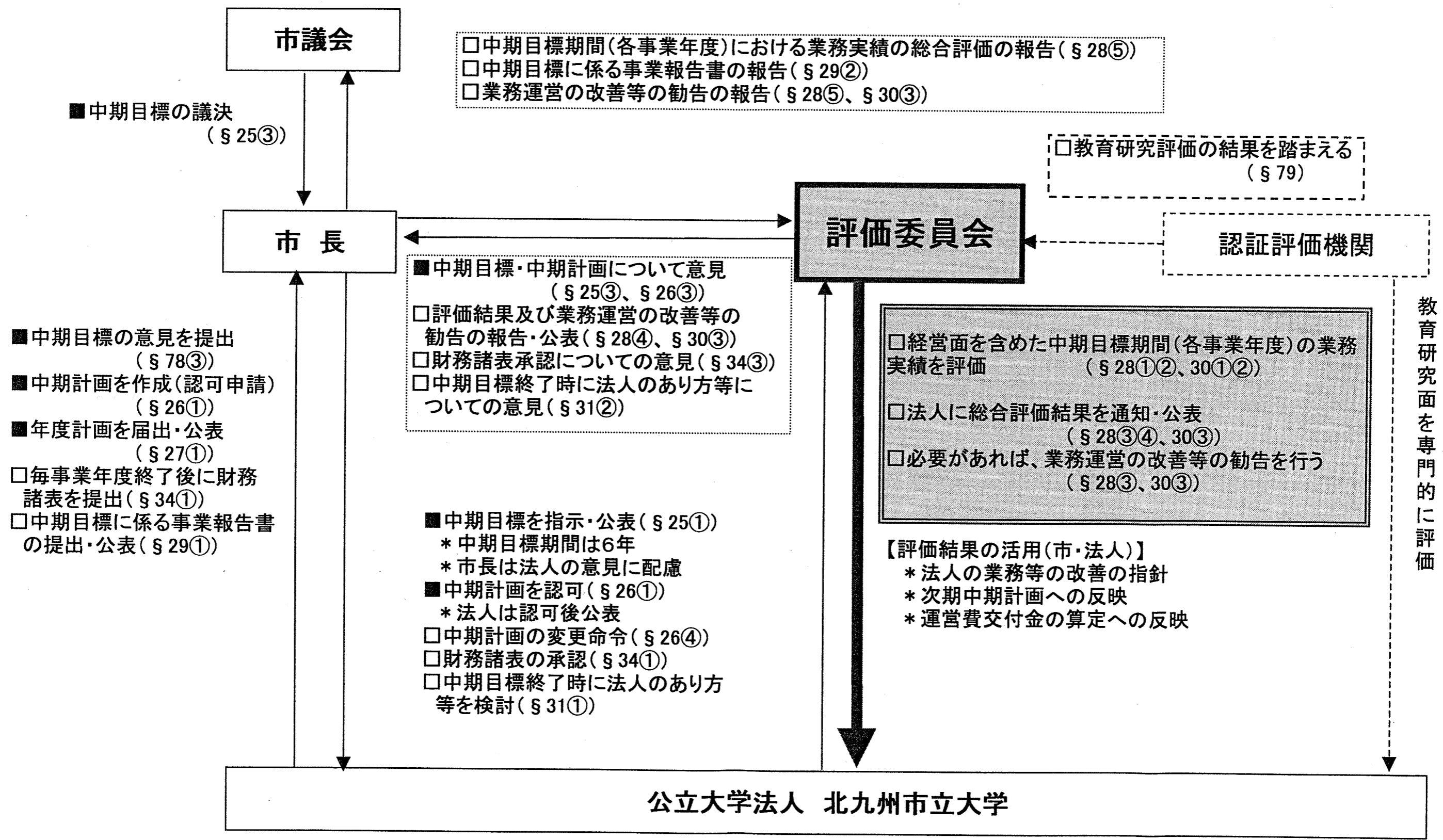
### 7 評価の準備

- (1) 中期目標の達成度と中期計画の実施状況を判断するために必要な指標や基準を定める。
- (2) 評価するために、大学からどのような実績報告が必要かを検討する。

### 8 留意点

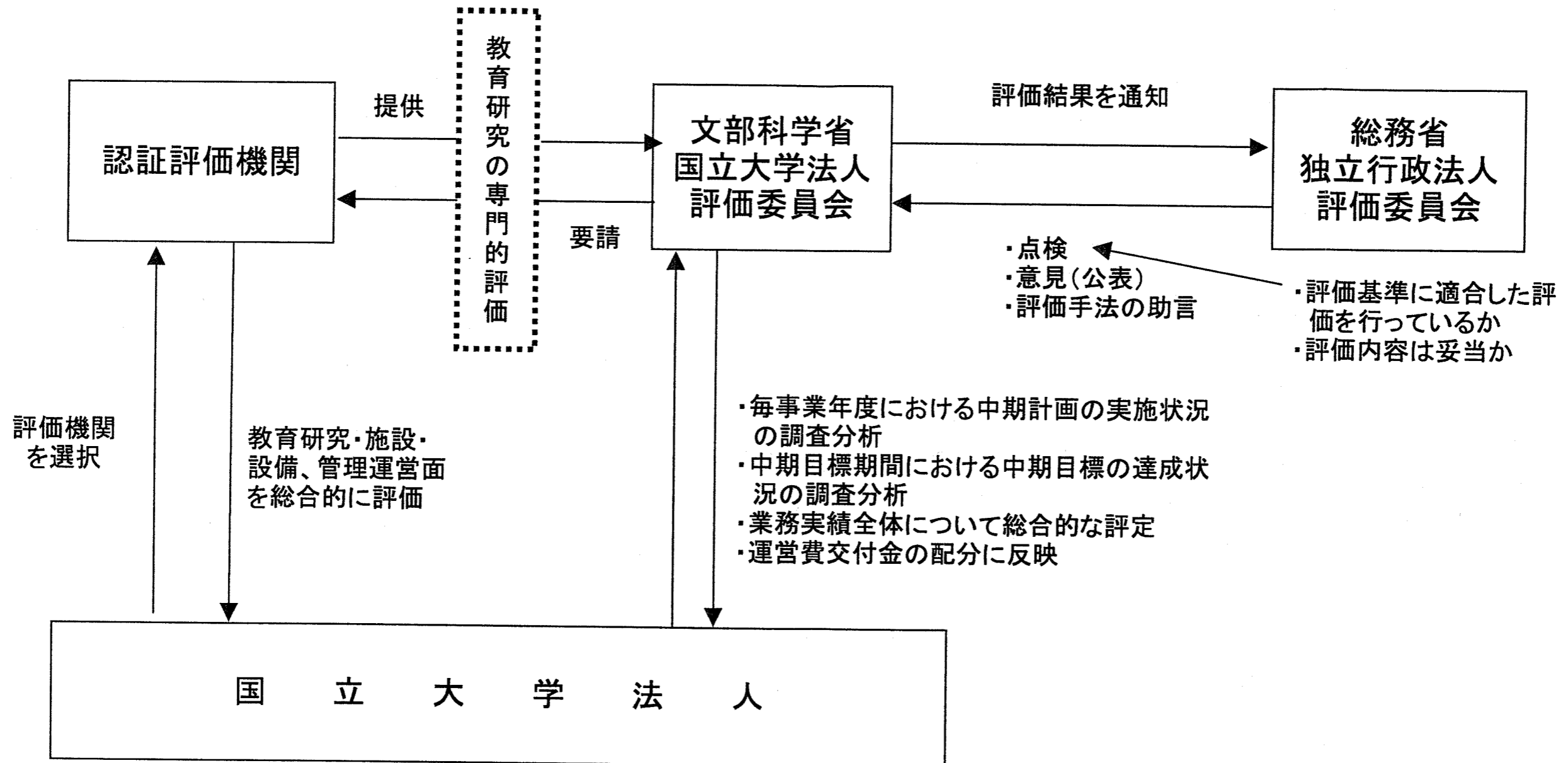
- (1) 大学の教育研究の特性に配慮する。
- (2) 評価に関する作業が法人の過重な負担にならないようにする。
- (3) 法人化を契機としていかに大学の改革と新生が図られたかという視点が重要であり、法人の特色ある取り組みや工夫を積極的に評価する。
- (4) 市立大学として市への貢献等、社会的役割が果たされているかを積極的に評価する。
- (5) 法人を取り巻く諸事情の変化も考慮に入れ、中期目標の達成に向け支障が生じている（そのおそれがある）ときは、その理由を明らかにする。
- (6) 評価を通し、法人の業務状況を分かりやすく正確に示し、市民への説明責任を果たしていく。
- (7) 評価の精度や客観性など、評価の質の向上に継続的に取り組む。
- (8) 委員が法人と利害関係を有し、評価することが適当でない認められるときは、評価から外れる。

# 地方独立行政法人の評価制度の概要



# 国立大学法人の評価の概要

資料2-2



# 地方独立行政法人評価委員会 スケジュール (案)

資料3

